

「みやぎキャッシュレス推進ポイント還元事業業務」に関する質問と回答

令和4年4月15日  
富県宮城推進室

No.	項目	質問内容	回答
1	仕様書4(2)対象店舗の選定	県内に本社がない大型店はそもそも対象外として最初から参加を拒むものになるのでしょうか。	宮城県内に本店を有しない大企業の店舗は対象外となります。
2	仕様書4(2)対象店舗の選定	対象店舗の選定について、最優先は県内に事業所がある中小企業となっておりますが、県内に本社がある大企業は、どの程度の温度感で参加を促せば良いのか。	仕様書に基づき、事業目的が十分達成されるよう対象店舗を選定し、提案をお願いします。
3	仕様書4(3)決済及びポイント還元	本事業における対象QRコード決済事業者が複数社ある場合は、利用者一人あたりのポイント付与上限額は、QRコード決済事業者数×5,000円という考え方でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書4(3)決済及びポイント還元	イベント等のチケット、入場券などは換金性の高いものに当たるのか。	基本的には当たりませんが、換金性が高いと判断されるものについては、県と受注者が協議し、ポイント還元の対象外とする可能性があります。
5	仕様書4(3)決済及びポイント還元	ポイントの付与上限に達した場合、連続した30日よりも短い期間をポイント付与対象期間として良いか。	県と協議の上、早期に終了することも考えられます。
6	仕様書4(3)決済及びポイント還元	ポイント付与が上限に達しない場合、30日を超える期間をポイント付与対象期間として良いか。	県と協議の上、延長することも考えられます。
7	仕様書4(3)決済及びポイント還元	ポイントの付与の期間を連続した30日として、ポイント付与額が予算を超えた場合、超えた分の金額を誰が負担することになるのか。	予算を超えることは想定しておりません。予算を超えないように調整して頂きます。
8	仕様書4(4)事業の広報	事業の広報について、県政だよりへのチラシ折り込みを想定しておりますが、入稿スケジュールと折込実施可否を教えてください。	県政だよりへのチラシの折り込みは出来ません。

9	仕様書4(5) 問い合わせ対応	コールセンターの利用者向けの問い合わせ窓口は広報開始時やポイント付与対象期間の30日間など、特に架電が予想される時期のみの土日祝対応とすることでも問題ないでしょうか。	利用者からの問合せに十分対応できると判断されれば問題ありませんが、問合せ数によってはポイント付与対象期間終了後においても必要に応じて土日祝日の対応が生じる場合があります。
10	仕様書4(6) キャッシュレス決済普及促進	キャッシュレス決済普及促進にある「キャッシュレス決済」とはQRコード決済事業者を指すものなのか、クレジットカードや電子マネーを含め、総じて指すものなのでしょうか。	本事業によるポイント還元はQRコード決済に限られるため、この項目の「キャッシュレス決済」もQRコード決済を想定しています。しかしながら、事業者に対する導入説明会などでクレジットカードや電子マネー、その他のキャッシュレス決済手段について説明して頂いて構いません。
11	仕様書4(6) キャッシュレス決済普及促進	「新規に対象キャッシュレス決済の導入を行おうとする場合、導入や利用のサポートを行うこと。」とあるが、決済端末機の導入費用等についても本事業費にて充当し、事業者への負担軽減を図る必要はありますか。	本事業については、キャッシュレス決済導入に対する事業者側の負担を軽減する目的で、QRコード決済によるポイント還元を行うこととしております。このため決済端末機の導入費用は想定しておりません。